

## 令和6年度高等学校等就学支援金について

拝啓 麗春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、高等学校に在学する生徒にはその在学期間、保護者等の所得に応じて国から就学支援金が交付されます。つきましては、支援金受給に關しまして保護者の皆様に今後の手続について下記の通りお知らせいたします。何卒支援金の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。なお、同封いたしました『令和6年度 高等学校等就学支援金 申請手続きのお知らせ』は今後の手続きに必要となりますので、大切に保管しておいてください。

敬具

## 記

就学支援金を受給するためには、就学支援金オンライン申請システム『e-Shien(イーシエン)』(PC・スマートフォン)にて申請の手続きを行う必要があります。また、4月から通年で就学支援金を受給するには、年2回(①4月および②6月下旬～7月上旬)e-Shienによる申請が必要です。なお、昨年度7月以降分の受給が認められた方は②時期のみ申請していただきます。

1.【手続について】 『申請手続きのお知らせ』1頁の(01項)を参照し、受給対象であるかご確認ください。

a. 入学後初めて受給申請をする場合 お手元に保護者全員の「マイナンバー」が分かるものをご用意ください。

- (1)『申請手続きのお知らせ』3頁上段の「e-ShienログインQRコード、あるいは検索(e-Shien ログイン)」よりログイン画面にアクセスして下さい。
- (2)昨年度送付いたしました『ログインID通知書』に記載されているログインID、パスワードを入力し、システムにログインして下さい。ID、パスワードを紛失した場合は、本校へお問い合わせください。
- (3)『申請手続きのお知らせ』3頁(03項)の申請手続きの手順に従って、「意向登録」、「受給資格認定申請」、「収入状況提出方法の選択」、「課税地情報の選択」を行ってください。  
※マイナンバーを提出出来ない方は課税証明書等で提出することになりますので、速やかに本校就学支援金担当者へお問い合わせください。(03-3711-6556)  
申請期限 4月19日(金) ※ 期限後の申請は出来ませんが、認定決定が遅くなります。

b. 昨年度につづき受給申請をしない場合は、「意向登録」で申請しない意向を登録して手続きを完了して下さい。  
※受給申請希望の有無を学校で把握する必要がありますので、必ず意向登録を行ってください。

c. 令和5年7月から6年6月分まで受給が認められている方・6年7月以降分を新たに申請する方 ②6月下旬～7月上旬に「継続意向登録」、「収入状況届出」もしくは「意向登録」、「受給資格認定申請」、「収入状況提出方法の選択」、「課税地情報の選択」を行ってください。後日学校より申請の案内を送付します。

## 2.【支給額について】

就学支援金は、生徒が学校に在籍した月数に応じて(最大36ヶ月)支給されます。支給額は保護者全員の所得に応じて決定されます。

※4月～6月分の支給額は保護者全員の令和5年度の区市町村民税の課税額(令和4年の所得に基づく)、7月～翌年6月分の支給額は保護者全員の令和6年度の区市町村民税の課税額(令和5年の所得に基づく)により決定されます。

## 3.【支給の方法について】

支援金は国から東京都を通じて本学園が代理受領し、授業料の一部に充当させていただいております。生徒本人および保護者には直接支払われることはありません。支援金額は各生徒世帯の課税額を東京都で審査し、本校の校納金最終引き落とし日(9月)より後の11月中旬頃に決定されます。したがって授業料につきましては一旦お支払い頂いたうえで、本校会計にて精算し本年度末(3月末)までに還付させて頂きます。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上